

平成26年4月から

## 産前産後休業期間中の掛金が免除になります

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月閣議決定)に基づく年金制度の改正(※1)に伴い、平成26年4月1日から、妊娠出産休暇のうち最低休養期間である産前産後休業(※2)期間(産前6週間、産後8週間)の掛金が免除になります。

- ※1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日成立・22日公布、平成24年法律第62号)
- ※2 妊娠出産休暇など産前産後の休暇(年次有給休暇等は対象外)として取得している場合でも、産前6週間、産後8週間の期間について、掛金免除の対象期間となります。

## 制度改正のポイント

- 掛金が免除となる期間は、産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間です。
  - 具体的な免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間で、「月単位」の免除となります。
  - 免除期間中は、掛金を支払ったものとして、各給付を受けられます。年金額は掛金を免除された期間も組合員期間に含み計算されます。
  - 掛金の免除を受けるためには、産前産後の休暇を取得している組合員が、所属の共済事務担当者を通じて共済組合に申出を行うことが必要となります。
- 手続、申請様式等の詳細については、今後、所属の共済事務担当者を通じて通知されるほか、共済ホームページ、共済だより等でお知らせする予定です。

## 事例1 産前6週間、産後10週間の産前産後の休暇が承認されている場合(原則)

1週	2週	3週	4週	5週	6週	★出産予定日										
						1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	育児休業→
免除期間を決める際の対象となる産前産後休業の範囲											免除期間の対象外		育児休業を開始する日の属する月から掛金免除			

- ・出産後は8週までの期間が免除期間となるため、産後9・10週は免除期間に含まれません。そのため、産後8週が終了する日と育児休業を開始する日の関係から、掛金の負担が発生する場合があります。

## 事例2 産前8週間、産後8週間の産前産後の休暇が承認されている場合(原則)

1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	★出産予定日									
								1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	育児休業→	
免除期間の対象外		免除期間を決める際の対象となる産前産後休業の範囲														育児休業を開始する日の属する月から掛金免除	

- ・産前の6週を超える期間については、免除対象期間となりません。

(注) 出産日が出産予定日と異なった場合、免除対象期間も変更となる場合があります。

## ●実施日 平成26年4月1日

平成26年4月1日現在、産前産後の休暇中であり、4月30日以降も引き続き同休暇の予定の方については、4月分から掛金が免除となります。

お問い合わせ先 管理部会計課出納係 電話 03-3232-4717